

生活規則

1. 服装について
制服は特に定めませんが、高校生らしい身だしなみを考える。
2. 靴について
(1) 屋内、中庭では所定の上履きを使用する。
(但し、アスファルト部分は上下共用とする。)
(2) 体育館履きは別に定める。
3. 自習時間について
自習時間は指示を守り教室で静かに学習する。
4. 外出について
(1) 無断で外出しない。
(2) 外出する場合は、生徒手帳または外出許可書に記入して学級担任の許可を得る。
5. 登下校時刻について
(1) 登校は午前8時以降とする。
(2) 下校は17時00分までとする。活動時間は17時までとする。
(3) 17時00分から翌朝8時00分までは、機械警備となり、生徒単独で校舎内、体育館棟内に入ることはできない。
6. 早朝登校・居残りについて
(1) 早朝登校・居残りは引率教員の許可と監督を受ける。
(2) 活動時間は7時30分～8時30分、居残りの

- 時の下校は18時00分とする。但し、特別居残りの場合の下校は18時30分とする。
- (3) 所定の届出用紙に、引率教員の認印を昼休みまでにもらい、生徒指導部へ昼休み中に提出する。
 7. 休日登校について
(1) 活動時間は、原則午前9時から午後4時までとし、午後4時30分最終下校とする。登下校の際は、必ず引率教員に報告し最終確認をする。
(2) 所定の届出用紙に、引率教員および生徒指導部の認印をもらって、前日までに副校長へ提出する。
 8. 定期考査前の部活動について
定期考査1週間前から、終了時までの期間は、原則として活動禁止とする。
 9. 長期休業中の部活動について
長期休業中の活動については別に定める。
 10. 自転車通学について
(1) 自転車通学を希望する場合は、許可願を生徒指導部に提出し、許可を受ける。
(2) 許可条件や使用上の注意事項は別に定める。
(3) 許可された場合は、所定のステッカーを貼付すること。校内では、自転車を所定の場所に置くこと。
(4) 中庭・グラウンドへの自転車の乗入れは禁

生活規則

1. 服装について
制服は特に定めない。
2. 靴について
(1) 屋内、中庭では所定の上履きを使用する。
(但し、アスファルト部分は上下共用とする。)
(2) 体育館履きは別に定める。
3. 自習時間について
自習時間は指示を守り教室で静かに学習する。
4. 外出について
(1) 無断で外出しない。
(2) 外出する場合は、生徒手帳または外出許可書に記入して学級担任の許可を得る。
5. 登下校時刻について
(1) 登校は午前8時以降とする。
(2) 下校は17時00分までとする。活動時間は17時までとする。
(3) 17時00分から翌朝8時00分までは、機械警備となり、生徒単独で校舎内、体育館棟内に入ることはできない。
6. 早朝登校・居残りについて
(1) 早朝登校・居残りは引率教員の許可と監督を受ける。
(2) 活動時間は7時30分～8時30分、居残りの時の下校は18時00分とする。但し、特別居残りの場合の下校は18時30分とする。
(3) 所定の届出用紙に、引率教員の認印を昼休みま

- でにもらい、生徒指導部へ昼休み中に提出する。
7. 休日登校について
(1) 活動時間は、原則午前9時から午後4時までとし、午後4時30分最終下校とする。登下校の際は、必ず引率教員に報告し最終確認をする。
(2) 所定の届出用紙に、引率教員および生徒指導部の認印をもらって、原則として1週間前までに副校長へ提出する。
 8. 定期考査前の部活動について
定期考査1週間前から、終了時までの期間は、原則として活動禁止とする。
 9. 長期休業中の部活動について
長期休業中の活動については別に定める。
 10. 自転車通学について
(1) 自転車通学を希望する場合は、許可願を生徒指導部に提出し、許可を受ける。
(2) 許可条件や使用上の注意事項は別に定める。
(3) 許可された場合は、所定のステッカーを貼付すること。校内では、自転車を所定の場所に置くこと。
(4) 中庭・グラウンドへの自転車の乗入れは禁止する。
 11. 原動機付自転車、自動二輪車、四輪自動車等による通学や、学校行事・校外での部活動等への参加は禁止する。(特別指導対象事項)
 12. 掲示・配布物について
(1) 生徒の活動に関する宣伝物の掲示や配布についての管理は、生徒会および生徒指導部が行う。
(2) 個人中傷や営利を目的としたり、著しく品位を下げがすようなものはさけ、人権に配慮すること。

平成31年度 ②

- 止する。
11. 原動機付自転車、自動二輪車、四輪自動車等による通学や、学校行事・校外での部活動等への参加は禁止する。(特別指導対象事項)
 12. 掲示・配布物について
 - (1) 生徒の活動に関する宣伝物の掲示や配布についての管理は、生徒会および生徒指導部が行う。
 - (2) 個人中傷や営利を目的としたり、著しく品位を下げがちなものはさげ、人権に配慮すること。
 - (3) 掲示板に2週間を限度として掲示する。但し、選挙、文化祭、入学当初の入部勧誘の掲示は、所定の期間、廊下のガラス窓(枠)に掲示してもよい。
 13. 遺失物について
 - (1) 校内での拾得物は生徒指導部に届ける。
 - (2) 校内で紛失した場合は、生徒指導部へ出向いて届出の有無を確かめる。
 14. 盗難について
 - (1) 貴重品は必ず身につけておく。多額の現金・高額なものは学校に持ってこない。
 - (2) 教室を留守にする授業の時も、教室に放置せず身につけておく。やむを得ない場合は、指導の先生に相談する。
 - (3) 盗難のあった場合は、すぐに学級担任および

- び生徒指導部に届ける。
15. 中庭について
中庭での球技は危険および破損のおそれがあるので、次のようにする。
 - (1) 東中庭(藤棚の前)、西中庭(保健室前)ともバドミントン、バレーボールのみ認める。
 - (2) 化学室前は球技禁止。
 - (3) ボールを蹴ることは厳禁とする。
 - (4) 中庭テニスコートは放課後は部が使用する。
 16. 屋上の利用について
 - (1) 屋上の使用は原則禁止。
 - (2) 屋上を使用する団体は、担任又は生徒指導部の許可を必要とする。
 - (3) 屋上でのボールの使用は厳禁とする。
 17. ガラスなど公共物破損について
 - (1) ガラスなど公共物を破損した時は、担当教諭(学級担任、教科担任、部及び同好会顧問)、生徒指導部、及び経営企画室に届ける。
 - (2) 破損時の事情により、修理費を弁償する。
 18. 掃除ゴミ収集について
 - (1) 校内のゴミの減量化とリサイクルを常に心がける。
 - (2) 掃除ゴミ収集については、美化委員が管理する。
 - (3) ゴミは、①紙くずなどの可燃物 ②缶・ビン・ペットボトル ③それ以外の不燃物に

平成30年度 ②

- (3) 掲示板上に2週間を限度として掲示する。但し、選挙、文化祭、入学当初の入部勧誘の掲示は、所定の期間、廊下のガラス窓(枠)に掲示してもよい。
13. 遺失物について
 - (1) 校内での拾得物は生徒指導部に届ける。
 - (2) 校内で紛失した場合は、生徒指導部へ出向いて届出の有無を確かめる。
14. 盗難について
 - (1) 貴重品は必ず身につけておく。多額の現金・高額なものは学校に持ってこない。
 - (2) 教室を留守にする授業の時も、教室に放置せず身につけておく。やむを得ない場合は、指導の先生に相談する。
 - (3) 盗難のあった場合は、すぐに学級担任および生徒指導部に届ける。
15. 中庭について
中庭での球技は危険および破損のおそれがあるので、次のようにする。
 - (1) 東中庭(藤棚の前)はバドミントン、バレーボールのみ認める。
 - (2) 中央中庭(テニスコート部分)テニス、バレーボール、バドミントンのみ認める。
 - (3) 化学室前は球技禁止。
 - (4) ボールを蹴ることは厳禁とする。
 - (5) 中庭テニスコートは放課後は部が使用する。
16. 屋上の利用について
 - (1) 屋上の使用は原則禁止。
 - (2) 屋上を使用する団体は、担任又は生徒指導部の

- 許可を必要とする。
- (3) 屋上でのボールの使用は厳禁とする。
 17. ガラスなど公共物破損について
 - (1) ガラスなど公共物を破損した時は、担当教諭(学級担任、教科担任、部及び同好会顧問)、生徒指導部、及び経営企画室に届ける。
 - (2) 破損時の事情により、修理費を弁償する。
 18. 掃除ゴミ収集について
 - (1) 校内のゴミの減量化とリサイクルを常に心がける。
 - (2) 掃除ゴミ収集については、美化委員が管理する。
 - (3) ゴミは、①紙くずなどの可燃物 ②缶・ビン・ペットボトル ③それ以外の不燃物に分別して、教室等のダストボックスに捨てる。
 - (4) ①は、ビニール袋に収集し、不燃物が混じっていないかを確認し、きちんと縛って可燃物集積所に捨てる。
②は、他のものがまじっていないかを確認し、きちんと縛ってビン・カン・ペットボトル用の集積所に捨てる。
③は、可燃物が混じっていないかを確認し、きちんと縛って不燃物集積所に捨てる。
 19. スリッパの貸出について
上履きを紛失又は忘れた場合、生徒指導部に申し出て生徒用のスリッパを借り、下校時に必ず返す。
 20. LHR時の施設・用具の貸出について
施設使用申込用紙に記入し、担任の承諾を得て生徒指導部担当者に申し込む。
なお、申込みが複数の場合は、翌日の昼休みに話し

- 分別して、教室等のダストボックスに捨てる。
- (4) ①は、ビニール袋に収集し、不燃物が混じっていないかを確認し、きちんと縛って可燃物集積所に捨てる。
- ②は、他のものが混じっていないかを確認し、きちんと縛ってビン・カン・ペットボトル用の集積所に捨てる。
- ③は、可燃物が混じっていないかを確認し、きちんと縛って不燃物集積所に捨てる。
19. スリッパの貸出について
上履きを紛失又は忘れた場合、生徒指導部に申し出て生徒用のスリッパを借り、下校時に必ず返す。
20. LHR時の施設・用具の貸出について
施設使用申込用紙に記入し、担任の承諾を得て生徒指導部担当者に申し込む。
なお、申込みが複数の場合は、翌日の昼休みに話し合い、又は、抽選により使用団体(組)を決める。
用具については、施設使用申込みの際、確認をする。
21. 部室管理規則
(1) 部所有物の保管場所として貸与する。
(2) 部室は部所有物の保管場所であって、活動場所ではない。ただし学芸部に関しては部の状況によっては活動場所として認める。私物は部活動に

- は部活動に関するものだけに限り保管を認める。
- (3) 利用時間は学校で認めた時間帯に限る。
- (4) カーテン・仕切り・目隠し等で、外から見えないところを作ってはならない。
- (5) 不正使用があったときは、退去を命ずる。
- (6) 火気厳禁(電気器具等の持ち込みを含む)。
- (7) 鍵の管理については、別に定める。
22. 更衣室の使用について
(1) 貴重品は絶対に置かないこと。
(2) 部活動で使用する用具・私物等は置かない。
(3) 使用団体は、清掃を励行する。
23. 生徒の部活動等の鍵使用について
(1) 鍵は所定の場所より借りる。貸出簿に必要事項を必ず記入する。
(2) 貸出時間は平日はSHR終了後とする。
(3) 原則として、授業時間中(昼休みを含む)は、貸出をしない。必要な場合は顧問に申し出る。
(4) 返却は、16時55分までに鍵箱に必ず返却し、貸出簿に返却時間を記入する。
(5) 早朝・居残り、休日においては、貸出・返却は、顧問が行う。
(6) 違反・不正使用等があった場合は、厳しく指導する。
24. アルバイトについて
原則禁止とする。

- 合い、又は、抽選により使用団体(組)を決める。
用具については、施設使用申込みの際、確認をする。
21. 部室管理規則
(1) 部所有物の保管場所として貸与する。
(2) 部室は部所有物の保管場所であって、活動場所ではない。ただし学芸部に関しては部の状況によっては活動場所として認める。私物は部活動に関するものだけに限り保管を認める。
(3) 利用時間は学校で認めた時間帯に限る。
(4) カーテン・仕切り・目隠し等で、外から見えないところを作ってはならない。
(5) 不正使用があったときは、退去を命ずる。
(6) 火気厳禁(電気器具等の持ち込みを含む)。
(7) 鍵の管理については、別に定める。
22. 更衣室の使用について
(1) 貴重品は絶対に置かないこと。
(2) 部活動で使用する用具・私物等は置かない。
(3) 使用団体は、清掃を励行する。
23. 生徒の部活動等の鍵使用について
(1) 鍵は所定の場所より借りる。貸出簿に必要事項を必ず記入する。
(2) 貸出時間は平日はSHR終了後とする。
(3) 原則として、授業時間中(昼休みを含む)は、貸出をしない。必要な場合は顧問に申し出る。
(4) 返却は、16時55分までに鍵箱に必ず返却し、貸出簿に返却時間を記入する。
(5) 早朝・居残り、休日においては、貸出・返却は、

- 顧問が行う。
(6) 違反・不正使用等があった場合は、厳しく指導する。
24. アルバイトについて
原則禁止とする。

体育館使用規定

1. 館内では体育館履を必ず使用すること。
(体育館履は体育館以外での使用を禁止する。トイレは設置してあるサンダルを用いること。)
2. 体育館使用に際して、周囲の整備や安全の確認を怠らない事。(使用後はあとかたづけや清掃を的確に行い窓を閉め、照明を消すこと。)
3. 館内において危険な行為や危険な運動は禁止する。また、体育館用以外の用具等は使用しないこと。
4. 通路や更衣室等、練習場以外の場所での運動は禁止する。
5. 体育館の付帯施設や用具などを無断で操作したり移動したりしないこと。
6. 体育館内での飲食は厳禁とする。
★部活動については、別に定める。